

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する
法律案要綱

一 子女教育手当の支給年齢要件及び支給加算限度額を改定する。（第六条第五項及び第十五条の二第二項
関係）

二 住居手当の支給要件を改定する。（第十二条第二項及び同条の二第五項関係）

三 在青島及び在ナツシュビルの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員
の在勤基本手当の基準額を定める。（別表第一及び別表第二関係）

四 在マカッサル日本国総領事館を廃止する。（別表第一関係）

五 既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。（別表第二関係）

六 外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。（別表第三関係）